

まがな

KIZUNA

5 2022年
令和4年

特集 子ども

子どもたちが
笑顔で過ごせる社会



INDEX

- 2 「過去の自分と向き合ってみて思うこと。」
キンタロー。さん (お笑い芸人)
- 3 「「子どもの権利」を尊重した「新しい生活様式」を」
明和 政子さん (京都大学 教授)
- 4 「子ども虐待と人権」
山縣 文治さん (関西大学 教授)
- 5 「いじめ防止に向けた取組」
原 清治さん (佛教大学 教授)
- 6 「精神疾患の親をもつ子どもたち」
横山 恵子さん (横浜創英大学 教授)
- 7 ふれあいサロン
- 8 情報ふらざ



児童虐待やいじめなど子どもの人権を取り巻く環境はますます深刻化しています。長引くコロナ禍において、貧困の影響や自殺の増加などの問題が顕在化しています。また、SNSでのトラブルやヤングケアラーなどの課題も生じています。

本号では、子どもたちの心に寄り添い、健やかに育つことができる社会づくりについて考えてみましょう。

特集 子ども

過去の自分と向き合ってみてほしい。

お笑い芸人 キンタロー。さん



プロフィール

1981年生まれ。社交ダンス講師などを経て、2011年上京。2012年30歳にしてお笑い芸人としてデビュー。一人コントやものまねなどで人気に。2015年に結婚。2021年12月に次女を出産し、現在は二児のママ。

18歳未満の子どもがケアを担う「ヤングケアラー」という言葉をよく聞くようになりました。18歳からおおむね30代までは若者ケアラーと呼ばれています。若者ケアラーを経験されました。キンタロー。さんにお話を伺いました。

Q どのような子どもでしたか？

A お母さん大好きっ子の子ども時代

愛知県で生まれて、お母さん大好きっ子で伸び伸びと育ちました。本当にお母さんには色々な話を聞いてもらいました。お母さんは私を言っても「大丈夫、大丈夫」といつも明るく励ましてくれました。

Q 芸能界を目指されたきっかけは

A 笑わすことが大好き！それが芸人へのきっかけ

小学3年の頃に、偶然クラスの友達を笑わすことがあり、それがきっかけで芸人をずっと志すようになりました。

Q 若者ケアラーの経験について

A あの時は、世間から取り残された気持ちだった

25歳頃、社会人になり関西で社交ダンス講師をしている時に、実家の父が怪我をして、また、時期を同じくして、母が急死してしまいました。そのタイミングで、父の心の病気のこともあり、愛知の実家に戻ることにしました。父と向き合い、介護をするようになったのはこの頃からです。

そこから妹と共に父親のケアがはじまりました。

父の代わりに会社経営と介護をするのは本当に大変でした。5歳年下の妹と一緒に家のことや、父の病院に付き添い、どうすれば父が過ごしやすいかなかなどをたくさん考えました。

この頃は毎日必死で、上手くいかないことも多く、世間から取り残された気持ちにもなりました。

Q ヤングケアラーにとって必要なことは

A 話を聞いてもらうだけで楽になることもある

ヤングケアラーの子どもたちが気軽に相談でき、行政の手続きを手伝うなどのサポートの充実化が必要です。

当時はあまり充実しておらず、むしろサービスを受けるための規定や基準が厳しく、審査を受けてもその規定にはまらず、困っているのに助けってもらえず、心細い気持ちになりました。

Q ヤングケアラーの子どもたちへ

A 一人じゃない

今はインターネットも大変普及しており、情報を得るのも簡単になりました。ヤングケアラーの相談先もたくさん増えています。調べたり、まわりにとにかく聞いてもらって一人で抱えこまないで相談してください。

「子どもの権利」を尊重した 「新しい生活様式」を

京都大学 教授 明和 政子 さん

今、社会が大きく 変わろうとしている

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行から2年以上が経過しました。この間、私たちは、他者との身体接触を避ける、密にならない、マスクを着用するなど「新しい生活様式」の実践を求められてきました。また、オンラインによる非接触のコミュニケーションが私たちの日常の一部となったことも、コロナ禍がもたらした大きな変化でした。

感染症の拡大を最小限に食い止めるために、新しい生活様式の実践は必要です。オンラインでのコミュニケーションも、使ってみると便利な面がたくさんあることを知りました。とくに、わが国ではパンデミックが起こる前、

2016年度から、サイバー(仮想)空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させることで経済発展と社会課題の解決の両立を図る人間中心の社会「Society 5.0」が目指されていたこともあり(内閣府ホームページ「科学技術・イノベーション」参照)、*メタバースに代表されるこうした流れは、これからも加速的に進んでいくでしょう。

「子どもにとって」必要な 社会の実現を

今、社会は大きな変容を遂げようとしています。利便性の向上、省力化に価値をおいた「無駄のない」社会です。しかし、ここで想定されているのは、すでに完成した脳をもっている大人を前



プロフィール

京都大学大学院教育学研究科教授、文部科学省 科学技術・学術審議委員、日本学術会議連携会員。ヒトとヒト以外の霊長類の心のはたらきを胎児期から比較し、ヒト特有の心の発達とその進化的基盤を明らかにする「比較認知発達科学」という分野を開拓した。著書に「ヒトの発達の謎を解く―胎児期から人類の未来まで(ちくま新書)」ほか多数。

提としていることに私たちは気づいているでしょうか。子どもは、環境の影響を強く受けながら脳を発達させている途上(脳発達の感受性期)にある存在です。子どもたちは、大人からみると一見無駄に思われるような環境のなかで様々な経験を積み重ねながら、ヒトという生物特有の脳と心を育んでいくのです。

しかし、残念ながらこうしたことに思いを馳せることができる方は、そう多くないように感じます。コロナ禍が長期化する中、その思いを象徴する出来事がありました。こういう状況になったら新しい生活様式を見直す、といった見通しを示さないまま、子どもたちに黙食やマスク着用を求める提案が出されたことです。たとえば、脳発

達の感受性期にある子どもたちは、相手の多様な表情にふれ、それを真似する経験によって、社会性や言語を身につけていきます。こうした学びの機会を、議論すらないまま、さらに減らしてよいのでしょうか。大人には、子どもたちに必要な環境を保障する責任があります。「いま、ここでは必要」といえば不要という見通しとメリハリを、国は科学的エビデンスに基づいてわかりやすく示すべきです。マスク着用の問題に限りませんが、子どもたちのために大人ができることは何かを、子どもの立場に立って考える必要があるのです。

※コンピュータやコンピュータネットワークの中で作られた現実とは違う3D仮想空間



子ども虐待と人権

関西大学 教授

山 縣 文 治 さん
やまがた ふみはる



プロフィール

1954年広島県生まれ。大阪市立大学生生活科学部卒業後、同大学教授を経て、2012年より、現職。社会保障審議会児童部社会的養育専門委員会委員長、児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会委員長などを務める。著書に、『子どもの人権をどうまもるのか—福祉施策と実践を学ぶ』（放送大学教育振興会2021）、『保育者のための子ども虐待Q&A：予防のために知っておきたいこと』（みらい2021）など。

1. 心と身体を切り離して乗り切る

「暴力を振るわれているときは痛みを感じないように、自分で意識を飛ばすようにしていました。やられている自分の姿を、別の自分が見下ろしているような感じ。そうやって心と体を切り離すことで自分の心を守っていました」（ブローマン聡・48-49頁）※1。
「本当に怖いときは、自分の心と身体を切り離して、ただひたすら時が経つのを待った。そんな方法で、自分を守っていたんだと思います」（金田一孝介・68頁）※2。

心と身体を切り離して虐待を乗り切る。虐待を受けている子どもからしばしば耳にする対処法です。自己防衛機制的抑圧に近いもので、心を傷つけるだけでなく、時には精神疾患につながる

がることもあります。

2. 虐待は人権侵害

権利と人権、この言葉の違いを意識したことがあるでしょうか。さらに、その対義語を考えると、権利に対しては義務が浮かびますが、人権には適当な言葉が浮かばないはず。これは、人権の絶対性を示しているといえます。
子どもの権利条約という表記が一般的になされますが、これは、英文の趣旨から言うと「子ども期の人権条約」であり、子どもの人権条約と訳されるべきものです。

虐待には、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト（放置・放任）、の4つの形があります。統計上は、それぞれが独立して集計されていますが、先の子どもの語りにみられるように、

身体的虐待は心理的虐待を必ず伴います。性的虐待、ネグレクトも同様です。虐待は、絶対的な人権の侵害であり、少なくとも子どもの心を傷つけ、時には成長してもそれが継続するということを意識していただきたいものです。

3. 大切なのは予防

虐待への支援では、①発生予防、②早期発見・早期対応、③重度化・深刻化の予防と回復的支援、④再発の予防・見守り、の大きく4つの枠組みを意識することが重要です。それぞれの段階で、主としてかわる機関は異なります。

たとえば、地域住民の場合は第2段階、保育所、認定こども園、幼稚園などの地域の子育て支援機関は第1段階と第2段階、地方自治体は第2段階と

第3段階、児童相談所は第3段階などです。第4段階はすべてにかかわらず

です。自分がどのレベルでどのようにかかわることができるか、日頃から考えていただきたいものです。

※1 ブローマン聡、「虐待の子だった僕」、さくら舎、2021

※2 金田一孝介、「社会的養護当事者の語り」、月刊福祉2021年8月号

虐待かもと思ったら、
児童相談所全国共通ダイヤルへ

いち はや く
189

※一部のIP電話からはつながりません。
※通話料がかかります。

いじめ防止に向けた取組

佛教大学 教授 原 清治 さん



プロフィール

佛教大学副学長・教育学部教授。神戸大学大学院博士後期課程修了、学術博士（神戸大学）。関西教育学会会長。専門は教育社会学、学校臨床教育学。学校で起こるさまざまな問題の背景にあるメカニズムについて実証的に研究している。著書に『ネットいじめの現在（いま）』ミネルヴァ書房2021年など多数。



現れています。

新型コロナウイルスの蔓延によって、子どもたちがストレスをため込んでいる実態が顕著にみられています。なかでも、インターネットなどを使って相手を誹謗中傷する「ネットいじめ」が拡大傾向にあります（文部科学省2021）。ここでは、ネットいじめの現状と課題を整理したうえで、防止に向けた取組について考えてみたいと思います。

コロナ禍の影響

この2年弱の間、コロナ禍による影響で学校は休校や分散登校をせざるを得ず、部活動の制限や修学旅行の中止など、さまざまな側面で子どもたちに我慢を強いることも多くありました。そうした心身のストレスはネットいじめの増加とその内容の変化にも

ネットいじめそのものは2000

年代の中頃から子どもたちの生活世界にみられるようになってきました。

2004年に長崎県佐世保市で発生した小学生の事件は友人同士で書き込んだ電子掲示板でのやりとりの齟齬が相手を死傷させる事件にまで発展しました。当時は目の前に相手がいらないことによって生じるトラブルが問題であり、だれが書き込んだかわからないといった匿名性の高さや、被害者が友人を疑って疑心暗鬼になることなどが指摘されました。

「生きづらさ」に目を向ける

それに対して、最近では自分より弱いものをからかうような現象が強くみられるようになりました。仲間同士

の「フリ」で写真を投稿したり、ふざけの延長にある「イジリ」のつもりで書き込みをするといった事象が多くなりました。いわゆる加害側の罪意識の低さに比べ、みんなの前で「さらされた」被害側の心理的動揺は大きく、両者の温度差が問題視されています。コロナ禍で相手を思いやる人権感覚が弱くなり、子どもたち自身でも説明できない「生きづらさ」が蔓延しているのです。

文部科学省は毎年「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を公表しています。2021年に発表されたデータをみると、いじめや暴力行為といった、対面で発生しやすい事象は大きく数値を下げたのに対し、小中学校におけ

る不登校の児童生徒数は過去最高の196,127人（前年度：181,227人）となっています。

私たち大人はこうした子どもたちの「生きづらさ」に目を向ける必要があります。本来ならば楽しいはずの学校生活が、なんとなく「しんどく」なり、子どもたち自身もそのつらさを説明できないため、緊急避難的に「不登校」を選択しているのかもしれない。今こそ私たち大人には高い人権意識をもって、こうした子どもたちの声なき声を受け止め「寄り添う」姿勢が求められるのです。



精神疾患の親をもつ子どもたち

横浜創英大学
看護学部 教授

横山

恵子 さん



プロフィール

看護師、横浜創英大学看護学部教授、専門は精神看護学。埼玉県立精神医療センター勤務後、東京女子医科大学大学院博士課程修了(看護学)、埼玉県立大学教授を経て現職。精神障害者家族会の活動に関わり、「こどもびあ」設立を支援、著書『精神障がいのある親に育てられた子どもの語り 困難の理解とリカバリーへの支援』(明石書店)他。

ヤングケアラーとは、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引受け、家事や家族の世話、介護、情緒面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども」をさします。2021年の国の実態調査から、中学2年生57%、全日制高校2年生41%がヤングケアラーに該当し、その中には、精神障がいや依存症の親を介護する子どもがいることもわかりました。

精神疾患の親をもつ子どもたち

精神疾患の親をもつ子どもは、日常的に、親の情緒的サポートを行う割合が高いことが特徴です。親を大切に思う気持ちから、この状況をあたりまえに受け入れ、子ども自身がヤングケアラーであることに気づくことは難しい

です。「家は安心できる場ではなく、家のことは言っただけでいけなさと感じたり、誰にも話せないまま、親とともに孤立して成長します。

子ども時代をなんとか生き抜いてきた経験は、成人後に「生きづらさ」をもたらします。自分の感情が自覚できず、人に頼れないまま、さまざまな問題を1人で抱え込み、仕事や家庭で苦労しています。

そのような彼らは、成人すると仲間を求め、2018(平成30)年1月に「精神疾患の親をもつ子どもの会(こどもびあ)」という自助グループを設立しました。仲間の中ではじめて自分の思いを話し、仲間共感され、自分自身の人生を取り戻そうとしています。彼らは、自分たちの経験を生かして、孤立し、苦しんでいる仲間が繋がるよう、集

いを開催しています。また、自らの体験を語るなど、社会に向けた発信を続けています。その姿はとても魅力的です。

ヤングケアラー支援

子どもたちは気づかれないように生活していますので、自分からSOSを発信することは難しいです。現在、国はヤングケアラー支援のマニュアルを作成中です。子どもたちが、心を許せる大人に1人でも出会えることが、孤立を予防し、その後の子どもに大きく影響します。自分の身近に支援が必要なヤングケアラーがいるかもしれないという意識で、周囲を気にかけ、何かあれば耳を傾けてください。親子が孤立しないよう、家族に寄り添う支援を、是非、お願いしたいと思えます。

人権啓発ビデオ紹介

夕焼け

テーマ ケアラー～だれもが人権尊重される社会を～ (ヤングケアラー)

作品内容 主人公・瑠依は、幼い弟の世話や家事に追われ、気持ちを押し殺して生活しているヤングケアラーです。しかし、小学校時代の担任であり元ケアラーの灯との交流によって、自分の状況や本当の気持ちを見つめ直し、将来への一歩を踏み出します。この作品では、お互いを気かけ、人と人がつながっていくことが、ケアラーとその家族が抱える問題解決の糸口になる様子を描きます。

ケアは他人事ではありません。だれもがケアする側にもケアされる側にもなります。年齢属性を問わず、共に助け合える『だれもが人権尊重される社会』の実現をめざす内容となっています。

字幕副音声付/35分

出演者 新井 美羽、前原 滉、石野 真子 ほか

貸出 (公財)兵庫県人権啓発協会研修部 TEL.078(242)5355 FAX.078(242)5360

販売 東映(株)教育映像部 TEL.06(6345)9026

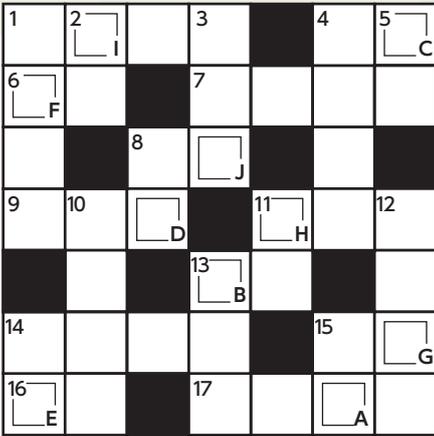


■企 画/兵庫県 (公財)兵庫県人権啓発協会
■企画協力/兵庫県教育委員会
■制 作/東映(株)

ふれあい サロン

投稿 & クロスワードで
とても便利な
「オリジナル4色ボールペン
& シャープペンシル」をプレゼント!

問 A~Jの文字を順番に並べると、何という言葉になるでしょう?



↓ タテのカギ

- 1 陰暦 11 月の異称。神無月と師走の間
- 2 「応仁の——」は 1467 年に始まりました
- 3 「1467」の千の——は 1、百の——は 4 です
- 4 ミルクティーなどに入れて飲むのが 2019 年に大流行
- 5 何人もの人が並んでいます
- 8 物を入れるための道具
- 10 総理大臣と国務大臣で組織されます
- 11 ハチが花から集めます
- 12 サーカスで行われるバランス芸の 1 つです
- 13 カエデのこと。秋にきれいに色づきます
- 14 地面を掘って地下水を得ます
- 15 刺身に添える大根

→ ヨコのカギ

- 1 白い花を咲かせる菊
- 4 焼き肉や餃子などをつけて食べます
- 6 登竜—— 凱旋—— 羅生——
- 7 筆跡が乱れていること
- 8 魚はエラで、人は——で呼吸をします
- 9 おもちにつけて食べる大豆の粉
- 11 敵ではありません
- 13 ——鍋には内臓が入っています
- 14 イカが出す真黒なもの
- 15 鬼や牛の頭に生えています
- 16 「——にも薬にもならない」は損にも益にもならないこと
- 17 俳句で字数が多くなること

3月号の答え
イノチアッテノモノダネ



読者からのお便り

～のじぎく文芸賞「雨の交差点」を読んで～

横断歩道内に対する女子高生の傘を差しのべる心の温かさを感じ入りました。率直な心のあらわれがあり、自分も人への思いやりや心の優しさをありのままに行動に移したいと思いました。

(小野市 銭形平次パート3 さん)

このようなちょっとした親切を実行してくれる人が増えるといいな・・・と思いました。思いやりが大切な世の中になってきていると思います。

(宝塚市 テー さん)

■「読者からのお便り」の投稿掲載者(令和4年7月号)とクロスワードの正解者(抽選で10名)に、「オリジナル4色ボールペン & シャープペンシル」をプレゼント。本誌「きずな」へのご意見や感想、人々とのふれあいを通した心温まるエピソードなどを募集しています。どしどしご投稿、ご応募ください

※投稿掲載時はペンネームの使用も可能です。 ※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

■応募方法・締め切り

はがき、FAX、Eメールで受け付け。クロスワードの答え、郵便番号・住所、名前(ペンネームを使用の場合も要併記)、電話番号、年齢、職業、本誌へのご意見・ご感想を明記の上、ご応募ください。

■応募先

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 県立のじぎく会館内
(公財)兵庫県人権啓発協会「きずな」ふれあいサロン係
TEL: 078(242)5355 FAX: 078(242)5360 Eメール: info@hyogo-jinken.or.jp

*応募者および投稿者の個人情報は、管理を適切に行い、誌面づくり以外の目的には利用いたしません。



締め切り
5月25日(水)必着

子どもたちへ

「子どもの人権110番」



人権イメージキャラクター
「人KENまもる君」

友達から「いじめ」にあつて学校に行きたくない、家の人にいやなことをされる、部活動で暴言・暴力を受けているなど、先生や親には話しくいけど、このままではどうしていいかわからない、誰も気づいてくれない・・・。

このような悩みがあったら、迷わず電話してください。「まわりでこんなことで困っている人がいる」という相談でもいいです。法務局・地方法務局の職員、または人権擁護委員が、皆さんのお話を聞いて、どうしたらいいか一緒に考えます。相談は無料、相談内容の秘密は守ります。



「人KENあゆみちゃん」

「子どもの人権110番」は、このような子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話であり、子どもだけでなく、大人もご利用可能です。

電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料、秘密は厳守します。法務省のホームページでも相談を受け付けています。

【電話番号】 **フリーダイヤル 0120-007-110** (全国共通・無料)

※一部のIP電話からは接続できません。

【受付時間】 平日午前8時30分から午後5時15分まで

【インターネット人権相談受付窓口】 <https://www.jinken.go.jp>



ひとりで悩みを抱え込まないで!

いじめ、不登校、友人関係や進路、体罰だけでなく、子どもたちのこころの悩みの解消や子どもたちのSOSの早期発見を図るため、相談窓口を設けています。下記へご連絡ください。保護者からの相談もできます。

ひょうごっ子(いじめ・体罰・子ども安全) 相談24時間ホットライン

電話相談 24時間子供SOSダイヤル **フリーダイヤル 0120-0-78310** (携帯、固定電話)

面接相談 月～金の9:00～17:00(祝日と12/29～1/3は休み) ※申込時に、相談日時を決定

(要予約) 相談場所 ひょうごっ子悩み相談センター相談室(県立教育研修所内)

申し込みは上記24時間子供SOSダイヤルまで

■以下の各場所でも、電話相談と面接相談に応じています。

相談日時は、月曜日～金曜日の9:00～17:00(祝日と12/29日～1/3は休み)です。

- 阪神教育事務所分室(西宮市)・・・0798-23-2120
- 但馬教育事務所分室(豊岡市)・・・0796-24-1520
- 播磨東教育事務所分室(加古川市)・・・079-421-0115
- 丹波教育事務所分室(丹波篠山市)・・・079-552-6059
- 播磨西教育事務所分室(姫路市)・・・079-224-1152
- 淡路教育事務所分室(洲本市)・・・0799-22-4152

ひょうごっ子 SNS悩み相談

LINE等を使った兵庫県内の児童生徒のための悩み相談です。 時間：17:00～21:00(相談受付は20:30まで)

※詳しくは各学校で配布するチラシや周知カード等でご確認ください。

※保護者からの相談は受け付けていません。

HALF TIME



ヤングケアラーという言葉をご存じだったでしょうか。今月号はキンタローさん、横山恵子さんにヤングケアラーについてご寄稿いただきました。

ヤングケアラーの方が必要に応じて適切な支援を受けることができる社会の実現に向けて、周囲の人たちが当事者の置かれている状況を理解し、その気持ちを尊重しながら支援につなぐことが必要です。このような社会を目指すために、まずはヤングケアラーについて皆さんに知っていただき、みんなでヤングケアラーを支えられる社会を目指していきましょう。

詳しくは 厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html>

ラジオ関西

「谷五郎の笑って暮らそう」

(毎週火曜日10:00～13:00)で、12:30頃から「さずな」の記事等を紹介しています。



「さずな」は、協会ホームページからもご覧になれます。

兵庫県人権啓発協会

検索



(公財)兵庫県人権啓発協会 〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 県立のじぎく会館内
TEL 078(242)5355 FAX 078(242)5360 info@hyogo-jinken.or.jp